

いわき市産業ひとづくり補助金
(令和8年度いわき市脱炭素関連人財育成支援事業) 募集要領

1 補助事業の目的

幅広い産業分野において、時代に適応し、将来を切り拓くスキルである「カーボンニュートラル(脱炭素)」をテーマに、産業界が自ら主体となって、市内高等教育機関等と連携し、産業界で活用できる人財を育む活動を推進する市内法人等に対し、その取組みに係る経費の一部を補助します。

2 補助対象者

次の①～③の要件をすべて満たす市内法人等。

(※ 「法人等」とは、法人又は複数の法人若しくは任意で組織される団体をいう。)

①	宗教活動又は政治活動を目的とする法人等でないこと	応募時に誓約書兼同意書(指定様式)の提出を受けて確認
②	いわき市暴力団排除条例(平成24年いわき市条例第41号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第7号に規定する社会的非難関係者でないこと	
③	市税の滞納がない法人等であること	

3 補助対象事業

「脱炭素」関連の人財を育成する事業として、市内高等教育機関等と幅広い産業分野の市内企業等が連携し、産業界のニーズを反映した取組であり、かつ高等教育機関等の授業の一環として実施される事業

4 補助金額

上限 300 万円以内(税抜) (1 件程度の採択)

※ 補助金の交付時期は、次のスケジュール④の後に交付し、事業完了時に精算します。

※ ④交付決定前に支出した経費は認められません。

【募集開始後の事務スケジュール】

① 募集期間	7月24日(金)から8月18日(火)16時まで
② 審査会	8月下旬
③ 採択の可否の決定	8月下旬
④ 補助交付申請・交付決定	8月下旬
⑤ 補助金交付	9月下旬
⑥ 事業完了	令和9年3月12日(金)
⑦ 実績報告書提出締切	令和9年3月26日(金)
⑧ 交付額確定・精算	令和9年3月下旬

5 補助対象経費

別紙1に掲げる経費

※ 公租公課(消費税等)は対象外

6 補助事業期間

交付決定日から令和9年3月12日(金)まで

7 公募期間

令和8年7月24日(金)～令和8年8月18日(火)16時まで

8 申請書類

申請書類は次のとおりです。

※ 申請書類は、本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

※ 様式は全て押印不要

申請書類	主な記載内容	備考
様式1 申請者概要書	組織・団体名、所在地等	
様式2 申請概要説明書	事業概要、実施内容、事業の効果等	
様式3 収支計画書		
様式4 誓約書兼同意書	社会的非難関係者等に該当しないことなどの宣誓、不適正事実判明時に補助金の返還に応じることへの同意	
その他資料（任意提出）	団体の活動や決算状況が分かる資料など	任意書式（PDF形式等、スキャンデータ）

9 事業採択方法

審査員による書類審査により決定します。

10 採択基準

申請された事業については、次の各項目に基づき審査を行い、採択事業を決定します。

事業概要	・ 目的が明確かつ産業界で活用できる人財を育む活動に資するものとなっているか ・ 参加対象者の現状を適切に把握しているか ・ 育成したい人物像が明確か
事業内容	・ 目的を達成するために、的確な事業内容となっているか ・ 事業実施にあたって、実施方法の工夫などの特徴はあるか ・ 参加対象及び事業スケジュールは適切に設定されているか
実施体制と役割	・ 的確な実施体制となっているか ・ 役割は明確になっているか
事業の効果	・ 脱炭素分野の基礎知識や実務を推進するための専門知識を幅広く学ぶことが期待できるか ・ 脱炭素分野の先進的な取組事例や具体的な取組事例を学ぶことが期待できるか

11 申請先及び問い合わせ先

申請書類は、原則として電子メールにより、募集期間中に下記まで提出してください。

いわき市産業振興部産業みらい課（担当：菅波、菱川）

電話：0246-22-1142 FAX：0246-22-7582

E-mail: sangyomirai@city.iwaki.lg.jp（メールアドレスに申請書類を提出下さい）

別紙1 補助対象経費

補助対象経費は、人件費や電気料など事業所等の経常的な経費、及び本補助金以外の外部資金を充てる経費を除いた、申請事業の実施に要する下表の経費とします。

なお、本事業に特定できる経費に限ります。

経 費 区 分	計上できる経費
報 償 費	・ 講師等に対する謝金 等
旅 費	・ 講師等の交通費 ・ 事業活動に係る交通費 等
消 耗 品 費	・ 事務用品 等
印 刷 製 本 費	・ チラシ、パンフレット印刷 ・ 資料印刷 等
通 信 運 搬 費	・ 資料等の運搬・郵送費 ・ 電話、インターネット等の通信費 等
広 告 料	・ 事業開催・参加募集に係る広告経費等
保 険 料	・ イベント時の保険料等
委 託 料	・ 事業実施に必要な委託費 等
使用料・賃借料	・ 会議室等の賃借料 ・ コピー使用料 ・ 各種機材・設備リース代 等
その他の経費	・ 上記に掲げるもののほか、活動に必要と認められる経費

※公租公課（消費税等）は対象外